

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第25号**

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前					
<p>（特殊勤務手当の種類）</p> <p>第5条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>（1）<u>災害応急作業等手当</u></p> <p>（2）～（7）略</p> <p>（8）<u>海上危険業務手当</u></p> <p>（9）<u>家畜保健衛生業務手当</u></p>		<p>（特殊勤務手当の種類）</p> <p>第5条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>（1）<u>災害応急等作業手当</u></p> <p>（2）～（7）略</p>					
<p>（特殊勤務手当条例の例による手当）</p> <p>第6条 前条各号に掲げる特殊勤務手当の支給を受ける職員の範囲及び手当の額は、職員の特務勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の規定の適用を受ける者の例による。ただし、次の表の左欄に掲げる手当の支給を受ける職員の範囲及び手当の額は、それぞれ同表右欄に掲げる規定の適用を受ける者の例による。</p>		<p>（特殊勤務手当条例の例による手当）</p> <p>第6条 前条各号に掲げる特殊勤務手当の支給を受ける職員の範囲及び手当の額は、職員の特務勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の規定の適用を受ける者の例による。ただし、次の表の左欄に掲げる手当の支給を受ける職員の範囲及び手当の額は、それぞれ同表右欄に掲げる規定の適用を受ける者の例による。</p>					
<table border="1"><tr><td><u>災害応急作業等手当</u></td><td>特殊勤務手当条例第24条第1項第1号及び第2号</td></tr></table>	<u>災害応急作業等手当</u>	特殊勤務手当条例第24条第1項第1号及び第2号		<table border="1"><tr><td><u>災害応急等作業手当</u></td><td>特殊勤務手当条例第24条第1項第1号及び第2号</td></tr></table>	<u>災害応急等作業手当</u>	特殊勤務手当条例第24条第1項第1号及び第2号	
<u>災害応急作業等手当</u>	特殊勤務手当条例第24条第1項第1号及び第2号						
<u>災害応急等作業手当</u>	特殊勤務手当条例第24条第1項第1号及び第2号						
<table border="1"><tr><td><u>防疫等業務手当</u></td><td>特殊勤務手当条例第4条第1項第1号及び第2号</td></tr></table>	<u>防疫等業務手当</u>	特殊勤務手当条例第4条第1項第1号及び第2号		<table border="1"><tr><td><u>防疫等業務手当</u></td><td>特殊勤務手当条例第4条第1項第1号</td></tr></table>	<u>防疫等業務手当</u>	特殊勤務手当条例第4条第1項第1号	
<u>防疫等業務手当</u>	特殊勤務手当条例第4条第1項第1号及び第2号						
<u>防疫等業務手当</u>	特殊勤務手当条例第4条第1項第1号						

**附 則**

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第5条第1号の改正規定及び第6条の改正規定（災害応急等作業手当に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。